

自治基本条例 項目と論点

章	項目	内容	論点等	意義、効果
	前文	条例制定の目的や経緯、ねらい、条例の理念	この条例で何を指すのか(制定趣旨) 武蔵野市の宣言、憲章、長期計画等の記載 武蔵野市らしさについての記載 市民・議会・市長による制定	条例制定の由来や背景、自治(まちづくり)の方向性や基本原則、制定者の決意などを述べたものである。 また、①条例制定の由来、目的を明らかにして、条例の目指す理想を分かりやすく宣言できること、②条例本文と比べて自由な表現ができる点が、市民の決意表明する場所としてふさわしいことから置かれることが多い。
1. 総則	1 目的	条例制定の目的、条例の範囲	運営型とするか理念型か 総合型とするか行政型か (以下は運営型・総合型の前提)	この条例が何を指すものかといった「ねらい」、条例の「内容」を容易に理解できるための規定である。
	2 定義	条例中の用語の意義 例: 市民、市など	市民の定義	原則として、ある用語について、その意義に広狭があり、またいろいろに解釈される余地がある場合に置かれる。
	3 市政の基本理念	条例の目的を達成するための基本理念 例: 市民主権、市民参加、議会と議員活動など	まちづくりの基本的な考え方 本市ならではの自治のあり方とは	「まちをどのようにつくるか」というまちづくりの基本的な考え方を規定する。
2. 情報の公開と共有	1 市民の知る権利	市の保有する情報を市民が知る権利	自治基本条例(仮称)と情報公開条例との関係 対象となる情報 政策形成過程の公開	個人の権利利益(知る権利、個人情報に関する権利など)を保護するとともに、これらの権利利益に基づく市政への参加を保障し、もって人々の理解と批判のもとに公正で透明な行政を推進する。
	2 行政の説明責任	市民の権利利益の保護、処分、行政指導と届出に関する手続の公正の確保と透明性の向上	説明義務	
	3 個人情報の保護	個人情報の保護と自身の情報に対する開示、訂正、削除等の権利	自治基本条例(仮称)と個人情報保護条例との関係	
3. 市民参加と協働の推進	1 市民参加の権利	市民が市政に参加する権利	参加主体 多様な参加の機会 市民参加の方法 市民参加条例の必要性	市民が市政に参加する権利を担保する。そして、重要政策・施策・事業計画については、市民の意思を反映できるように保障する。
	2 参加機会の保障	市政の基本的事項を定める計画や条例に市民が参加する機会の保障	市民意見の反映のプロセス 異なる市民意見の政策形成過程への反映	
	3 市民参加の制度(方法)	市民の市政への参加に関する手続その他必要な事項	市民参加のさらなる促進、ルール化(公募市民委員、パブリックコメント等) 明文化することによる行政運営への影響 意見聴取手続き 意見に対する行政の対応	
	4 住民投票制度	市の重要課題に関する住民投票	間接民主政治のあり方 投票の効力 投票率による開票実施の有無	
	5 協働	市民、議会、行政がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力する。	市と市民との関係 協働の主体・範囲 協働の仕組みづくり	
4. 多様な主体との協力	1 近隣自治体との連携	行政課題の解決と市民サービス向上のための近隣自治体との連携	広域連携のあり方	多様な主体との広域的な地域連携の促進や協力体制の構築等により、市民サービスの向上が図られ、効果的かつ効率的な市政運営の実現が期待される。
	2 都との協力	都との対等な関係を前提とした協力、役割分担	自治基本条例(仮称)と地方自治法との関係	
	3 その他の自治体との協力	その他自治体との相互交流、連携、協力	友好都市の位置づけ	
	4 国との協力	国との対等な関係を前提とした協力、役割分担	自治基本条例(仮称)と地方自治法との関係	
	5 国際交流活動	国際交流の推進と相互理解	国際交流協会の位置づけ	
	6 その他の主体との協力	企業、大学等との協力、役割分担	その他の主体との関係	
5. 行政の政策活動の原則	1 長期計画等	長期計画の策定及び進行管理等についての原則	自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係 長期計画の伝統の条例への反映 進捗状況の評価と見直し	行政の政策活動の原則を規定することによって、分権社会における本市の自己決定・自己責任を明確化することができる。
	2 財政運営等	長期計画に基づく予算編成と健全な財政運営	財源団体の扱い 財政運営の目標値 市民にどうわかりやすく示すか	
	3 法務体制	法務に関する行政の体制の充実	自治基本条例で規定するか(市長の所管事項)	
	4 政策評価	政策の立案、決定、実施と評価という過程の確立と政策評価の実施	予算編成への反映手法 市民等による外部評価	

章	項目	内容	論点等	意義、効果
6. 行政組織と職員政策	1 行政組織の編成	迅速な行政課題対応に向けた行政組織の整備	自治基本条例で規定するか(市長の所管事項)	まちづくりの企画・実施にあたり重要な役割を担っている行政、附属機関(市民委員会等)、出資団体等の組織の在り方等について明確にすること。
	2 職員政策等	定数適正化計画や外部化 職員能力向上に向けた制度の拡充や人事評価制度	自治基本条例で規定するか(市長の所管事項)	
	3 市民委員会等	市民委員の委嘱、議事録の公開等会議運営の原則	公開の原則	
	4 出資団体等	財政援助出資団体の運営体制、事業展開、経営状況等の公表や評価状況	財政援助出資団体の位置づけ	
7. 議会と議員活動の原則	1 議会の情報公開	議会の情報を作成、公表し市民に対する説明責任	情報公開・情報共有 開かれた議会運営と説明責任	議会は市民の負託を受けた機関であることから、その市民に対する説明責任について明確にすること。
	2 議会の市民参加	市民を代表する議会の市民参加の推進	議会と市民の関係	選挙による負託に限らず、様々な機会・方法による市民参加について定めることで、議会の市民代表性について強化を図ること。
	3 議会の自由討議	議員間の自由な討議の推進	議会の活性化	議会は言論の府であり、あらためて議員間の自由闊達な討論を通して意思決定が行われることを明確にすること。
	4 議会と市長等との関係	文書による照会と回答、一問一答方式、反問権など	二元代表制としての議会と市長の役割の明確化 執行部と議会との間のルールづくり	二元代表制としての議会と市長との関係性、本議会における手続の原則について明確にすること。
	5 議員の研修体制等			議会の構成員である議員が、研修等を通じて自己の見識を高め、意思決定・監視のさらなる充実を図ること。
8. 公正と信頼の確保	1 行政手続	市民等の権利利益を保護するための透明・公正・公平な行政手続の確保	自治基本条例(仮称)と行政手続条例との関係	公正な市政運営を確保するため、行政手続、監査、公務員倫理、内部通報の制度等について明確にすること。
	2 監査	監査委員による監査	外部監査の必要性	
	3 オンブズパーソン		オンブズパーソンの必要性	
	4 政治倫理	議員及び市長の政治倫理の確立、資産公開	条例化が必要か 自治基本条例(仮称)と政治倫理の確立のための武蔵野市長の資産等の公開に関する条例との関係	
	5 職員倫理	全体の奉仕者としての職員倫理		
	6 職員の報告	公益通報者保護法の精神に基づく職員の内部通報	自治基本条例(仮称)と職員等の公益通報に関する要綱との関係	
9. 市民、市長、議員及び職員の責務	1 市民の責務	市政の主権者である市民の責務	市民の責務を規定するか 市民の参加者としての責任 まちづくりや地域課題の解決の担い手としての市民	まちづくりにおける市民の主体的・積極的な関わりを担保するために市民の役割(責務)について明確にすること。
	2 議員の責務		議員のあるべき姿	意思決定・監視機関である議会の構成員である議員の役割・責務について明確にすること。
	3 市長の責務		市長の役割・位置付け	地方分権時代にあつて市長の役割の重要性が増大し、市長がリーダーシップをとって市政運営を行うことが求められており、その状況下における市長の役割・責務について明確にすること。
	4 職員の責務	全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的な職務遂行 行政課題に的確に対応するため、知識、技能等の習得	職員の心構え・自覚 職員が行うべきこと	自治の重要な担当者である職員の心構え・取り組むべき事項について明確にすること。
10. 最高規範性と見直し手続等	1 最高規範性	本条例の最高規範性	自治基本条例(仮称)が他の条例に優越すると位置づけることの是非(執行基準か解釈基準か)	自治基本条例と他の条例との関係を定め、自治基本条例との整合性を図り、体系化すること。効果として、体系立った市政運営の実現が図れる。
	2 見直しの継続	本条例の検証及び見直し手続	条例の見直し時期を規定するか	
	3 市民投票手続		見直し手続に他の条例よりも重みを持たせるか	
その他	平和への寄与【多治見】	平和に暮らす権利と平和への寄与	自治基本条例(仮称)と平和の日条例との関係	
	危機管理【多治見】	災害など不足の事態からの生命・身体・財産を守る義務とそのための体制整備や訓練		
	行政改革【三郷】	行政改革に関する計画の策定と市政運営の質向上		
	コミュニティの尊重【三郷】	コミュニティの意義と尊重	自治基本条例(仮称)とコミュニティ構想、コミュニティ条例との関係	
	条例基本理念の普及【三郷】	本条例の普及啓発の継続		